

# 山梨県公報

第百九十二号

令和三年

五月二十四日

月 曜 日

## 目次

- 寄附金の収納事務の委託……………二五五
- 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………二五五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………二五五
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………二五五
- 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………二五六

## 告示

**山梨県告示第百五十八号**  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。  
令和三年五月二十四日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 委託の相手方 東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる
  - 二 委託に係る寄附金 ふるさと納税に係る寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)
  - 三 委託の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

## 山梨県告示第百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。  
令和三年五月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 認定番号 山梨県指令建住第八百五十二号
- 二 認定対象区域 南都留郡忍野村忍草字法印塚三千二百八十一番三十一、三千二百八十一番二十二の一部及び三千二百八十番五の一部
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

## 山梨県告示第百六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
令和三年五月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年五月十四日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市上吉田字中原四三二一番十一 富士吉田市松山字中原一四〇六番九
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 九十九・七六メートル

## 公告

●大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により昭和町から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和三年五月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 コスモス薬品甲府昭和店 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居字宮ノ上一番四外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和三年一月十四日
- 四 意見の概要 駐車場法の遵守
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和三年六月二十四日まで

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第五十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和三年五月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

### 別表第一中

二九	北巨摩郡双葉町下今井一八三番地先（国道二〇号線と町道との交差点）	塩崎駐在所前	五〇・六・二四
----	----------------------------------	--------	---------

を

二九	甲斐市下今井一八三番地先（主要地方道甲府韮崎線と市道との交差点）	双葉郵便局東	令和三年五月二十四日 告示第五七号
----	----------------------------------	--------	----------------------

に、

九三	甲斐市志田六六四番地先（国道二〇号と市道との十字路交差点）	志田	平成一七年六月三〇日 告示第五九号
----	-------------------------------	----	----------------------

を

九三	甲斐市志田六六四番地先（国道二〇号と市道との十字路交差点）	甲斐警察署前	令和三年五月二十四日 告示第五七号
----	-------------------------------	--------	----------------------

に改める。

別表第三の三一五の項を次のように改める。

三一五	市道	甲斐市朝日二丁目一二番七号先（市道同士の丁字路交差点）から甲斐市朝日二丁目一一番	車両（二輪・軽車両）沿道	終日	甲府	令和三年五月二十四日 告示第五七号
-----	----	--	--------------	----	----	----------------------

一一号先（市道同士の十字路交差点）まで	家屋関係車両を除く
---------------------	-----------

別表第十の三、九三六の項を次のように改める。

三、九三六	市道	削除	南甲府	令和三年五月二十四日 告示第五七号
-------	----	----	-----	----------------------

別表第十の四、九六二の項を次のように改める。

四、九六二	主要地方道甲府南アルプス線	甲斐市篠原一、一六八番地先	四	甲斐	令和三年五月二十四日 告示第五七号
-------	---------------	---------------	---	----	----------------------

別表第十の五、六二九の項の次に次のように加える。

五、六三〇	町道	中巨摩郡昭和町西条新田二〇五番地先	一	南甲府	令和三年五月二十四日 告示第五七号
五、六三二	市道	甲斐市里吉一丁目一番五六号先	一	南甲府	令和三年五月二十四日 告示第五七号
五、六三三	市道	中央市白井阿原二、〇四二番地五先	一	南甲府	令和三年五月二十四日 告示第五七号
五、六三三	主要地方道富川南アルプス線	南アルプス市西南湖三六七番地先	一	南アルプス	令和三年五月二十四日 告示第五七号
五、六三四	市道	韮崎市水神二丁目八番一一号先	一	甲斐	令和三年五月二十四日 告示第五七号
五、六三五	県道増富若神子線	北杜市須玉町若神子六四〇番地一先	一	北杜	令和三年五月二十四日 告示第五七号
五、六三六	町道	南巨摩郡富士川町長澤五五五番一	一	鯉沢	令和三年五月二十四日 告示第五七号



発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番